

平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社RKB毎日ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井 上 良 次
(コード番号： 9407 福証)
問合せ先 グループ総務局長 長 井 巧
(TEL. 092-852-6622)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）を継続し、平成 28 年 4 月 1 日付の認定放送持株会社への移行に伴い現プランの一部を修正いたしました。現プランの有効期間が平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、現プランを一部変更した上で、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただけることを条件として、継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。（以下、継続する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）本プランの有効期間は、平成 32 年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

継続に際しての主要な変更点は、以下のとおりです。

- ①企業価値評価委員会が、対抗措置の発動勧告に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるフローにしたこと。
- ②その他文言の形式的な見直しを行ったこと。

なお、取締役会決議に先立ち、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が、本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 当社の企業価値の基盤について

当社は、1951 年に株式会社ラジオ九州としてラジオの放送を開始し、その後、1958 年にテレビの放送を開始しました。それ以降、株式会社 TBS テレビ及び株式会社 TBS ラジオをキー局とするテレビ・ラジオのネットワークの基幹局として北部九州地区を中心に放送を行ってまいりましたが、平成 27 年 12 月 22 日開催の当社臨時株主総会において、よりよいコンテンツの制作をさらに推し進め、放送に集中する体制を築くとともに、新たな事業の展開を見据え、当社及び当社グループの企業価値の更なる向上を目指すため、当社の経営管理事業と不動産賃貸事業を除くすべての事業を当社の完全子会社である RKB 毎日放送株式会社に承継させる吸

収分割につき、株主の皆様のご承認をいただき、平成 28 年 4 月 1 日付で認定放送持株会社へ移行いたしました。

もともと、認定放送持株会社移行後も、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する当社の考え方は、基本的に従前と同様であります。

すなわち、放送事業に携わる放送事業者を傘下にもつ当社は、今後も市民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性と報道機関としての責任を自覚しつつ、適正・公正な手法により安定的成長を目指してまいります。

このような放送が担う公共的使命を果たす放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持し、放送局・報道機関を傘下に持つ認定放送持株会社としての使命を全うするとともに、これらを前提とした社会のニーズに合うコンテンツを制作・発信し続けることが当社及び当社グループ会社（以下、「当社グループ」といいます。）の企業活動の基本であると確信しております。

従いまして、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的な視点から、当社の企業価値を生み出す基盤を強化していくことがもっとも重要と考えております。

(2) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているものとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。

当社は、民間放送局を傘下に持つ認定放送持株会社として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。

①迅速・正確な報道

「価値ある情報」を迅速・正確に発信することを第一の責務とします。また、視聴者・聴取者の支持を得る情報を発信し、またエンターテインメントコンテンツ制作を行います。さらに、制作管理体制を整備・点検し、視聴者・聴取者の信頼を損なう番組は放送いたしません。

②地域社会・市民社会への貢献

放送に加え、放送局の特性を生かした良質なイベントの展開等、総合力でエリアへの貢献を果たします。また、アジアの中の福岡を意識し、アジアの人々と情報を共有し、相互理解に貢献するコンテンツを制作し、発信するという理念に向けて、一歩ずつ駒を進めてまいります。さらに、企業活動自体が地球環境に負荷があることを認識し環境保全活動を推進いたします。

③健全な経営

安定的な財務体質を目指して、コスト意識の徹底をはかり、時代に合った番組づくりと事業の展開、また、新たな収入源の開発など多様なコンテンツ開発に経営資源を集中します。

当社株式の大規模買付行為を行う者が、これらの重点取り組みを継続的に行い、向上させるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

従いまして、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための情報や時間の確保、あるいは株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが不可欠であると考えており、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保しなければなりません。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして、以下の取り組みを行っております。

(1) 中期経営計画に基づく取り組み

当社は、公共の電波を預かる報道機関である放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、公平公正、不偏不党の姿勢を貫くことは勿論のこと、「社会のニーズに適うコンテンツを制作し、発信する」という経営理念に基づき、適正・公正な方法により利潤を追求してまいりました。また、災害・緊急時には、社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として社会的に重大な役割を与えられていることを十分に認識しております。

このような経営理念のもと、グループ全体として保有するコンテンツをクロスメディア展開することでエリアに貢献するとともに、新たな収入源の確立を目指し、2017年度からの新たな中期経営計画を策定し、グループ全体として「最強のコンテンツ集団」となるべく、積極的に取り組んでまいります。さらに、時代の変化に機敏に対応していくことで、グループ

全体の企業価値を向上させ、株主、視聴者、スポンサーなど多くのステークホルダーの皆様
の信頼にお応えできるようこの中期経営計画に基づく取り組みを推進し、経営理念の実現を
果たしてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として公共的使命を尊重する視点から、
社会的責任を自覚し、公正かつ適切な手法で経営を実践することにより、社会から信用され
る会社として発展していくことを経営の基本姿勢としております。そして、コーポレート・
ガバナンスを充実させることは、当社と株主の皆様、視聴者の皆様、当社グループの従業員、
取引先等当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を構築するために不可欠なも
のであり、当社グループの企業価値の向上に資するものと考えております。

従いまして、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課
題の1つであるとの認識に基づき、内部統制システムの構築により、経営監視体制の一層の
強化を図っております。

具体的には、当社取締役会は11名中5名を社外取締役で構成しており、社外取締役はそれ
ぞれの経験、専門性などを生かし多様な視点から当社取締役会の監督強化に寄与しており
ます。また、当社の監査役は4名中2名を社外監査役で構成しており、独立した立場から客観
性、公正性、透明性を確保し取締役の職務執行全般を監視しております。

今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を進め、当社グループの企業価値・
株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

以上のように、中期経営計画に基づく取り組み及びコーポレート・ガバナンスの強化充実
に向けた取り組みは、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る基盤となり、会社
の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

3. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、
上記1.に記載の基本方針に沿って継続するものであり、当社取締役会は、当社株式等の大規模
買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするた
めに必要かつ十分な情報及び時間、ならびに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機
会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルール
を策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為
を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示するこ
とにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行
おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランでは、対抗措置の発動等にあって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として企業価値評価委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会規定（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プラン継続時における企業価値評価委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

なお、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりであり、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者について

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名または名称及び住所または所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位 10 名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び「意向表明書」提出前 60 日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から 10 営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、合理的

は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

な期限を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要、その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いた

¹⁰ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

します。

また、当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を企業価値評価委員会に速やかに提供し、企業価値評価委員会は、提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対し、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び企業価値評価委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、「情報提供完了通知」を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大 60 日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大 90 日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び企業価値評価委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に速やかに開示いたします。また、延長は一度に限るものとし、その期間は最大 30 日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する企業価値評価委員会の勧告

企業価値評価委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、企業価値評価委員会の判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場

合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合

企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為等が意図されており、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

なお、企業価値評価委員会は、当該大規模買付行為について、別紙4に掲げる発動事由への該当可能性が問題となる場合は、当該発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

なお、企業価値評価委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後におい

ても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うことができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付行為の開始

買付者等は、本プランに定める手続きを遵守するものとし、大規模買付行為の提案以降、上記⑥に記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会にて選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、判例等の変更に伴う形式的な変更が

必要と判断した場合は、随時、企業価値評価委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され、または本プランの内容について当社株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記4.(3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として企業価値評価委員会を設置しております。

企業価値評価委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、

社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。また、当社は、必要に応じ企業価値評価委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影

響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、外国人等¹¹に該当する株主の皆様に対し本新株予約権の取得と引換えに金銭の交付がなされた場合には、原則として当該株主の皆様の有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる金銭の交付がなされる限りで当該株主の皆様の議決権比率につき希釈化が生じる可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

¹¹ ①日本の国籍を有しない人（放送法第159条第2項第5号イ(1)）、②外国政府またはその代表者（同項第イ(2)）、③外国の法人または団体（同項イ(3)）、及び①から③までに掲げる者がその議決権の5分の1以上を占める株式会社（放送法第159条第2項第5号イ）等のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいうものとします。以下同じとします。

企業価値評価委員会規定の概要

1. 企業価値評価委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 企業価値評価委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 社外取締役、(2) 社外監査役または(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、企業価値評価委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 企業価値評価委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該企業価値評価委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 企業価値評価委員会は、当社代表取締役または各企業価値評価委員が招集する。
5. 企業価値評価委員会の議長は、各企業価値評価委員の互選により選定される。
6. 企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、企業価値評価委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、企業価値評価委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に企業価値評価委員会に諮問する事項
各企業価値評価委員会委員は、企業価値評価委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 企業価値評価委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、企業価値評価委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 企業価値評価委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

企業価値評価委員会委員の略歴（五十音順）

こじま つねまさ
小島 庸匡（昭和19年3月1日生）

昭和41年	3月	関西学院大学商学部卒業
昭和44年	1月	監査法人中央会計事務所入所
昭和46年	3月	公認会計士登録
昭和58年	7月	同法人代表社員
平成7年	12月	日本磁力選鉱株式会社社外監査役（現）
平成9年	7月	監査法人中央会計事務所福岡事務所長
平成13年	6月	日本公認会計士協会北部九州会会長
平成16年	7月	日本公認会計士協会本部副会長
平成19年	8月	小島公認会計士事務所設立（現）
平成20年	6月	日本タングステン株式会社社外監査役 同社独立役員及び同社買収防衛策に基づく独立委員会委員（現）
平成23年	6月	株式会社大分銀行社外監査役（現） 同社独立役員（現）
平成28年	6月	日本タングステン株式会社取締役監査等委員（現）

さかい いちろう
坂井 一郎（昭和17年5月3日生）

昭和41年	3月	京都大学法学部卒業
平成7年	7月	最高検察庁検事
平成9年	12月	法務省矯正局長
平成11年	12月	横浜地方検察庁検事正
平成13年	5月	法務省法務総合研究所所長
平成14年	10月	広島高等検察庁検事長
平成16年	6月	福岡高等検察庁検事長
平成17年	3月	退官
平成17年	4月	弁護士登録(弁護士法人北浜弁護士事務所東京事務所 客員弁護士)
平成19年	6月	マツダ株式会社社外監査役
平成23年	6月	同社社外取締役（現）

しま のぶひこ

寫 信彦 (昭和17年5月5日生)

昭和42年	3月	慶応義塾大学経済学部卒業
昭和42年	4月	株式会社毎日新聞社入社
昭和56年	3月	同社ワシントン特派員
昭和62年	7月	同社退社 ジャーナリストに 株式会社寫ネットワーク設立 (現) テレビ・ラジオのコメンテーターを多数務める。著書多数。
平成15年	4月	白鷗大学経営学部教授

<現在の主な役職>

会計検査院「会計検査懇話会」委員

NPO法人「日本ウズベキスタン協会」会長

NPO法人「日本ニュース時事能力検定協会」理事

当社の大株主の株式保有状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株 主 名	持株数	議決権比率
1	株式会社毎日放送	198,000 株	9.05%
2	株式会社毎日新聞社	189,300 株	8.66%
3	株式会社麻生	155,400 株	7.10%
4	株式会社東京放送ホールディングス	140,000 株	6.40%
5	株式会社福岡銀行	102,000 株	4.66%
6	株式会社西日本シティ銀行	73,300 株	3.35%
7	西日本鉄道株式会社	67,960 株	3.10%
8	九州電力株式会社	65,700 株	3.00%
9	株式会社肥後銀行	62,000 株	2.83%
10	株式会社三菱東京UFJ銀行	57,600 株	2.63%

(注) 議決権比率は、小数第 2 位未満を切り捨てて表示しております。

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針または事業計画、大規模買付行為の後における当社の他の株主、当社及び当社グループの従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社及び当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。））、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社及び当社グループの企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社及び当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作体制を支える当社及び当社グループの従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や当社及び当社グループの企業文化を破壊し、または、放送法、電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社及び当社グループの企業価値及び株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社及び当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹²、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹³、(4) 特定大量

¹² 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなる当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予

買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁴（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者や外国人等も、本新株予約権を行使することはできないもの（ただし、非居住者及び外国人等のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者及び外国人等の有する本新株予約権も、下記8. のとおり当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。）とします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。また、外国人等有する本新株予約権（以下、「外国人保有本新株予約権」といいます）については、これを取得するのと引き換えに交付する財産は、（A）当社取締役会が放送法第159条第2項第5号イ又はロに定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、放送法に定めるところにより、当社議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、（B）外国人保有本新株予約権から上記（A）において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式及び金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁴ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以 上